

# 山梨県県土整備部情報化施工技術試行要領

## (目的)

第1条 この要領は、山梨県県土整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く）における、情報化施工技術の試行に関して必要な事項を定める。

## (情報化施工技術)

第2条 本要領により試行する情報化施工技術は、以下に掲げるものとする。

- ①TS（トータルステーション）による出来形管理
- ②TS・GNSS（全球測位衛星システム）による盛土締固め管理
- ③空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- ④空中写真測量（無人航空機）による出来形管理
- ⑤レーザースキャナーによる起工測量
- ⑥レーザースキャナーによる出来形管理
- ⑦RTK-GNSSによる起工測量
- ⑧RTK-GNSSによる出来形管理
- ⑨ステレオ写真測量（地上移動体）による出来形管理
- ⑩MC（マシンコントロール）・MG（マシンガイダンス）ブルドーザによる施工
- ⑪MC・MGバックホウによる施工
- ⑫MC・MGモーターグレーダーによる施工
- ⑬3次元MGバックホウ機能をベースマシンに持つ地盤改良機

## (適用する要領・基準等)

第3条 情報化施工技術の試行にあたっては、山梨県が定める建設工事関連諸規程のほか、別表に掲げる要領・基準等を準用する。

## (対象工事)

第4条 本要領の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、情報化施工技術の利用により建設現場の生産性向上が期待される工事とする。

## (対象工事の明示)

第5条 本要領を適用する工事は、「発注者指定型」または「受注者希望型」のいずれかで実施するものとし、公告（指名通知）文中に対象工事であることを明示する。

- ・発注者指定型：情報化施工技術の利用を義務づける工事
- ・受注者希望型：受注者の希望により情報化施工技術の利用が可能である工事

2 前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者から情報化施工技術の利用希望があった場合は、協議により対象工事にすることができるものとし、その取り扱いは、受注者希望型と同様とする。

(情報化施工に係る経費)

第6条 情報化施工技術の利用に要する経費は、山梨県土木工事標準積算基準書に基づき、適切に積算するものとする。

(施工)

第7条 対象工事の受注者は、第2条に掲げる情報化施工技術のうち、特記仕様書で指定された技術又は希望した技術を利用して、対象工事を施工しなければならない。

(技術検討会の設置)

第8条 対象工事の受注者、発注者及び(公社)山梨県建設技術センターの三者で情報化施工技術検討会を設置するものとする。この検討会の運営は(公社)山梨県建設技術センターが行い、受注者は検討会の運営に協力すること。

この検討会の運営に要する費用は発注者が負担するものとし、別途発注者と(公社)山梨県建設技術センターが契約を締結するものとする。

(技術検討会の目的)

第9条 技術検討会は、情報化施工の効率的な運用を図るため、次の内容について検討・協議する。

- ① 設計データ、管理基準及び管理方法
- ② 情報化施工技術の選定や利用方法
- ③ 情報化施工技術の効果の検証
- ④ 施工実績報告書の作成 ※別添参照
- ⑤ その他必要な事項

(工事の監督及び検査等)

第10条 対象工事の監督及び検査は、別表に掲げる要領・基準等により実施するものとする。また、受発注者間の協議、工事関係書類の授受は、別途定める「山梨県県土整備部情報共有システム試行要領」を適用する。

(工事成績評定の取扱い)

第11条 対象工事において情報化施工技術を利用して完成させた場合は、第一次評定において、考査項目 5. 創意工夫 細別 I. 創意工夫 における、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」の対象とし、2点を加点する。

(完成成果品)

第12条 完成成果品は、山梨県県土整備部電子納品要領及び別表に掲げる要領・基準等により納品すること。

(技術検討会の報告事項)

第13条 (公社)山梨県建設技術センターは、工事完成後概ね2週間を目途に協議結果や利用効果について報告書を取りまとめ、技術管理課に提出する。

(その他)

第14条 この要領、関係諸規程及び運用基準等に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して決定するものとする。

附則

この要領は、平成28年11月18日から施行する。

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別表 要領、基準等

図書名	発行者
T Sを用いた出来形管理要領（土工編）	国土交通省
T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）	国土交通省
T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省
T S（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省
T S・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領（案）	国土交通省
T S・GNSSを用いた盛土の締固め管理監督検査要領（案）	国土交通省
R TK-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省
R TK-G N S Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省
土木工事施工管理基準(案)(出来形管理基準及び規格値)	国土交通省
土木工事数量算出要領(案)	国土交通省
土木工事共通仕様書 施工管理関係書類(帳票：出来形合否判定総括表)	国土交通省
地方整備局土木工事検査技術基準(案)	国土交通省
既済部分検査技術基準(案)及び同解説	国土交通省
部分払における出来高取扱方法(案)	国土交通省
C A D製図基準	国土交通省
C A D製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省
デジタル写真管理情報基準	国土交通省
工事完成図書の電子納品等要領	国土交通省
電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】	国土交通省
空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省
空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省
地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	国土交通省
地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省
無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）	国土交通省
無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（案）	国土交通省
地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）	国土交通省
地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）	国土交通省
T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）	国土交通省
T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）	国土交通省
施工履歴データによる土工の出来高算出要領（案）	国土交通省
ステレオ写真測量（地上移動体）を用いた土工の出来高算出要領（案）	国土交通省
U A Vを用いた公共測量マニュアル(案)	国土交通省

図書名	発行者
T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）	国土交通省
T S（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）	国土交通省
ICT 建設機械 精度確認要領（案）	国土交通省
T Sを用いた出来形管理要領（護岸工編）	国土交通省
T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工編）	国土交通省
施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理・中層地盤改良工事編）	国土交通省
施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理・中層地盤改良工事編）	国土交通省
3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）	国土交通省
3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）	国土交通省